



**第4章**  
**子ども・子育て支援事業計画に**  
**対する施策の展開**

**【基本目標】**

**1. 子どものための教育・保育の充実**

**【施策目標】**

- ① 質の高い就学前の教育・保育の実施
- ② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続
- ③ 人権教育の推進

**施策目標① 質の高い就学前の教育・保育の実施**

**【現状と課題】**

就学前の子どもに、発達に応じた質の高い教育・保育が適切に提供できるよう計画的に教育・保育を提供する体制を確保します。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、子どもの最善の利益を考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供できるよう支援の充実を図ります。

**【具体的な取組】**

施 策	<p>(1) 就学前教育・保育を提供する体制の確保</p> <p>設定区域ごとの各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童の推移に基づき、認定こども園や幼稚園、保育所での教育・保育を提供する体制を確保します</p>
施 策 内 容	<p>① 児童数の減少に伴い、就学前の教育環境について検討が必要な地域があります。各地域において幼児教育の機会を提供する体制の確保について検討していきます。</p>



<b>施 策</b>	<p>(2) 就学前の教育・保育の質の向上</p> <p>幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、教育・保育内容の充実を図ります。また国東市の自然環境や文化を生かした教育・保育に取り組みます。</p>
<b>施 策 内 容</b>	<p>①保育士、幼稚園教諭等の研修会の実施</p> <p>認定こども園、幼稚園、保育所の区分に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できるように、保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修を開催し、職員の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。</p> <p>②地域力を生かした教育・保育の向上</p> <p>認定こども園、幼稚園、保育所と地域住民との交流事業を通して、子どもに様々な経験と長年培われた文化、伝統を教育・保育に取り入れるよう促します。</p> <p>③幼児教育アドバイザー等の活用</p> <p>より良い幼児教育・保育に向けて、大分県幼児教育アドバイザーを必要に応じて園に派遣し、園内研修の助言及び支援等を行ったり、県内の好事例や研究成果等の共有を行ったりします。また、園の要請に応じ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を園内研修に派遣します。</p>

## 施策目標② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続

### 【現状と課題】

幼児期と学童期の連携を推進して、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校がそれぞれの目的・役割を持ちながらも、同じ視点をもって子どもを見つめ、教育・保育を行うことで幼児期の教育・保育の充実と小学校への円滑な接続を図ります。

### 【具体的な取組】

<b>施 策</b>	<p>(1) こども園・幼・保・小の連携</p>
<b>施 策 内 容</b>	<p>① 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校と合同の研修会を開催し、保育士、教職員の連携を促進し、子ども一人ひとりの個性を生かせる情報の共有化を図ります。幼・保・小連携協議会（年2回）開催します。</p> <p>② 就学前児童と小学校児童との交流活動（※障がい児についても）を行います。</p> <p>また、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもについて、保護者の理解を得ながら、関係機関が連携した切れ目のない相談支援体制を構築し、小学校での特別支援教育の充実を図ります。</p>

### 施策目標③ 人権教育の推進

#### 【現状と課題】

認定こども園、幼稚園、保育所及び小・中学校において、職員の人権意識を高め、子どもに教育・保育活動の中で日常的に差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む教育・保育を推進します。

#### 【具体的な取組】

施策	(1) 職員の人権教育の向上
施策内容	① 特定職業従事者としての職員の同和教育をはじめとする人権教育を推進し、様々な人権学習会への参加を促します。



## 【基本目標】

## 2. 地域における子育て支援

## 【施策目標】

- ①多様なニーズに応じた子育て支援
- ②放課後子ども総合プランの推進
- ③地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

## 施策目標① 多様なニーズに応じた子育て支援

## 【現状と課題】

共働き家庭の増加や核家族化、就労形態の多様化に伴い、保護者が求める子育てニーズも多様化しています。子育てと仕事の両立を支援するため、また家庭での子育てを支援するための多様なサービスの充実を図ります。

## 【経済的支援策】

## (1) 保育に伴う経済的負担の軽減

支援内容	① 子育て家庭の経済的負担を軽減するために、市内居住の子どもの保育料・幼稚園使用料の無償化を実施・継続します。
------	---

## 【具体的な取組】

施策	(1) 利用者支援事業
施策内容	① 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、妊娠、出産、育児に関する相談対応や関係機関の連絡調整等を行い、育児不安の軽減を図ります。 また、保護者のニーズを把握し、子育て支援事業の適切な情報提供を行います。

施 策	(2) 地域子育て支援拠点事業																														
施策内容	<p>① 「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談、援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」、「地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応」など、今後は事業の拡大を図るとともに、広く事業を知ってもらうため広報活動の充実を図ります。</p> <p>② 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。 また、子どもと一緒に過ごすことで孤独感や育児ストレスの解消が図られ、親子の心身の健康づくりにつなげていきます。</p> <p>③ 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、子育て支援センター等を活用し、地域住民が参加する育児講座等の開催に取り組みます。 特に、子どもとふれあう時間が少なく、乳幼児との接し方がわからない父親のために、親子の遊びの場を提供するなど、育児支援を行います。</p> <p style="text-align: center;">■地域子育て支援センター利用実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 20%;">支援センター名</th> <th style="width: 15%;">H27 年度</th> <th style="width: 15%;">H28 年度</th> <th style="width: 15%;">H29 年度</th> <th style="width: 15%;">H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国見町</td> <td>ピノキオルーム</td> <td>579 組</td> <td>972 組</td> <td>510 組</td> <td>732 組</td> </tr> <tr> <td>国東町</td> <td>さくらんぼ</td> <td>1,511 組</td> <td>1,636 組</td> <td>1,250 組</td> <td>1,160 組</td> </tr> <tr> <td>武蔵町</td> <td>む・さ・し</td> <td>842 組</td> <td>998 組</td> <td>791 組</td> <td>1,240 組</td> </tr> <tr> <td>安岐町</td> <td>ひまわり</td> <td>1,275 組</td> <td>1,499 組</td> <td>1,342 組</td> <td>1,406 組</td> </tr> </tbody> </table>	地域	支援センター名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	国見町	ピノキオルーム	579 組	972 組	510 組	732 組	国東町	さくらんぼ	1,511 組	1,636 組	1,250 組	1,160 組	武蔵町	む・さ・し	842 組	998 組	791 組	1,240 組	安岐町	ひまわり	1,275 組	1,499 組	1,342 組	1,406 組
地域	支援センター名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度																										
国見町	ピノキオルーム	579 組	972 組	510 組	732 組																										
国東町	さくらんぼ	1,511 組	1,636 組	1,250 組	1,160 組																										
武蔵町	む・さ・し	842 組	998 組	791 組	1,240 組																										
安岐町	ひまわり	1,275 組	1,499 組	1,342 組	1,406 組																										

施 策	(3) 子育て短期支援事業
施策内容	<p>① 保護者が疾病や疲労等の身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由で緊急一時的に児童や母子等を児童福祉施設等において養育・保護する事業を実施します。 現在は光の園子ども家庭支援センター、栄光園、栄光園乳児院の3施設と契約しています。</p>

施 策	(4) ファミリー・サポート・センター事業
施策内容	<p>① 地域のなかで「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」の双方を会員登録し、子育てを地域で応援していきます。また、ニーズの把握を行い、事業を実施します。</p>

施策	(5) 一時預かり事業														
施策内容	<p>① 保護者の災害、事故、傷病、入院等その他社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童を受け入れています。また、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなど一時的な保育ニーズでの利用も行っています。また認定こども園の1号認定の一時預かり事業を実施します。</p>														
	<p>■一時預かり事業利用実績</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園型 利用児童数</td> <td>17,435人</td> <td>18,376人</td> <td>8,142人</td> <td>9,136人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型以外 利用児童数</td> <td>345人</td> <td>298人</td> <td>122人</td> <td>49人</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	幼稚園型 利用児童数	17,435人	18,376人	8,142人	9,136人	幼稚園型以外 利用児童数	345人	298人	122人
【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度											
幼稚園型 利用児童数	17,435人	18,376人	8,142人	9,136人											
幼稚園型以外 利用児童数	345人	298人	122人	49人											

施策	(6) 延長保育事業														
施策内容	<p>① 保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、市内のこども園、保育所で通常の保育時間を超えての保育を実施・継続します。</p>														
	<p>■延長保育事業利用実績（公立保育所5園、私立こども園5園）</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>10園</td> <td>10園</td> <td>10園</td> <td>10園</td> </tr> <tr> <td>利用児童数</td> <td>125人</td> <td>131人</td> <td>135人</td> <td>136人</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実施箇所数	10園	10園	10園	10園	利用児童数	125人	131人	135人
【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度											
実施箇所数	10園	10園	10園	10園											
利用児童数	125人	131人	135人	136人											

施策	(7) 病児・病後児保育事業														
施策内容	<p>① 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、病児保育利用中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てと仕事の両立が図られるように努めます。</p>														
	<p>■病児・病後児保育事業利用実績（市民病院内）</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【福祉課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>利用児童数</td> <td>65人</td> <td>166人</td> <td>102人</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	利用児童数	65人	166人	102人
【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度											
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所											
利用児童数	65人	166人	102人	120人											

施策	(8) 休日保育事業
施策内容	<p>① 就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日などに保護者の就労等で保育が必要な児童に対し保育を行うことで、保護者の就労支援と子どもが健やかに成長することができる地域の実現を図ります。</p>

## 施策目標② 放課後子ども総合プランの推進

### 【計画の趣旨】

国東市放課後子ども総合プランは、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、児童が放課後等に安全・安心に過ごすことができる居場所を整備して、総合的な放課後対策として策定するものです。

本計画の目的は、保育所を利用する共働き家庭等において、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所を確保し、いわゆる「小1の壁」を解消するとともに、次代を担う人材の育成の観点から共働きの家庭等に限らず、全ての児童が放課後等において安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参加を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）」という。）の計画的な整備等を進めるものです。

### 【計画の期間】

国東市放課後子ども総合プランは、「国東市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に進めるため、計画年度も令和2年度から6年度までの5年間とします。

国東市子ども・子育て支援事業計画は年度ごとに点検・評価をおこないますので、国東市放課後子ども総合プランについても点検・評価をおこない社会経済の情勢等の変化や小学校の統廃合に伴う保育所・幼稚園の見直しなどの状況により、本計画についても見直しを図ります。

### 【整備の展開】

(1) 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量						
内 容	① 令和2年度に武蔵地域の小学校が統廃合される予定です。市内7校の小学校に各1クラブ、1校の小学校に3クラブ、2校の小学校に2クラブ設置しており、ニーズ量は達成しています。					
	■放課後児童クラブの月平均利用児童数実績					
	【福祉課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
	実施箇所数	12クラブ	12クラブ	12クラブ	13クラブ	15クラブ
	利用児童数	416人	415人	450人	499人	556人

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）の令和6年度に達成されるべき目標事業量	
内 容	① 令和6年度までに9クラブに整備することを目指します。

**(3) 放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）の令和6年度までの整備計画**

内 容	① 地域住民や教職員OBを中心としたアドバイザーの協力を得て、市内の全小学校で実施しており、一部の小学校では土曜日にも学びの教室を実施しています。 今後も事業の趣旨を明確にし、教育効果を高めていくよう内容の充実を図ります。				
	■放課後チャレンジ教室の実績				
	放課後学びの教室	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	実施小学校数	11校	11校	11校	11校
	登録児童数	252人	239人	229人	226人
	放課後子ども教室 (体験)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	実施小学校数	11校	11校	11校	11校
	参加児童数(延べ)	2,582人	2,399人	2,313人	2,110人
	土曜学びの教室	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	実施小学校数	8校	8校	7校	4校
登録児童数	97人	70人	64人	46人	

**(4) 放課後児童クラブ及び放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

内 容	① 放課後児童クラブを運営している社会福祉法人・NPO法人等と協育ネットワークコーディネーターが週ごとのプログラムを確認して情報共有を図るとともに、可能な限り両事業の児童が交流できる取り組みを実施していきます。 同時に、児童の学習力の向上や多様な体験・活動を行うことから学校との連絡調整も重要になるので、学校・運営団体等の合同会議を毎月1回以上開催していきます。また、放課後活動の実施にあたっての責任体制を明確化します。
-----	---



(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）への活用に関する具体的な方策	
内 容	<p>① 放課後における児童の安全・安心のためには、児童が学校外への移動がないよう小学校敷地内に設置することが望ましいのですが、設置している15クラブについて5クラブが学校敷地外にあるため、順次、空き教室の活用が可能な放課後児童クラブから小学校敷地内への移転を進めていきます。具体的には、運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。</p> <p>また、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。整備は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第9条第2項に定める児童1人の専用区画を確保していきます。</p>

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	
内 容	<p>① 令和6年度までに地域の実情に応じて、開所時間延長支援事業を実施することを目指します。</p>

**【運営委員会の設置】**

放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）の充実を図るために、「国東市放課後総合プラン運営委員会」を設置します。委員会組織としては、放課後児童クラブの代表者、放課後チャレンジ教室（放課後学びの教室・放課後子ども教室）の代表者、学校関係者、協育ネットワークコーディネーター、行政関係者として年2回以上の会議を開催します。

会議の目的は、放課後児童クラブ、子ども教室の情報交換を通して、各事業の学習・体験等の質の向上や日常の活動での問題点を協議していきます。





### 施策目標③ 地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上

#### 【現状と課題】

男女がともに子育てしながら働きやすい環境をつくるために、子育て支援に関心や理解のある地域団体や企業が積極的に子育て支援に関わることが大切です。子どもが心身ともに健全に育つために、地域と行政の連携を図ります。

#### 【具体的な取組】

施 策	(1) 子育てサークル・ボランティアの支援と連携
<p>施 策 内 容</p>	<p>①母親クラブの育成・連携</p> <p>子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、母親クラブや育児サークル等の団体の活動について、その仲間づくりや活動場所確保等の支援を行います。市内には、地域における児童を健全に育成することを目的とした母親クラブとして、玄源元気な子育てクラブがあります。</p> <p>②子育てボランティアの募集</p> <p>子育てイベントや子育て支援施設（放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、保育所等）において活動していただける子育てボランティアを募集します。</p> <p>また、子育てボランティアの活動に必要な知識を提供する講習会及び子育てボランティア相互の交流と情報交換のための交流会を開催するとともに、これらの取組を通じて、地域で子育てを援助する仕組みの構築を目指します。</p> <p>③地域の子育てネットワークの形式</p> <p>子育て応援サイト等により、地域の子育て支援団体の紹介を行うとともに、地域の子育て応援ワークショップ等を開催し、行政及び地域の各子育て支援団体のネットワークを形成し、子育てイベントの実施及び子育て力のある地域づくりを目指します。</p>

施 策	(2) 地域と連携した子どもの安全
<p>施策内容</p>	<p>①交通安全教育の推進 警察や交通安全協会と連携し、幼児をはじめ、誰もが交通マナーを習得し、安全に生活できるよう、保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全に関する教室の開催や啓発を充実します。</p> <p>②チャイルドシートの着用の普及、徹底 チャイルドシートの正しい使用方法等についての普及・啓発活動を推進します。</p> <p>③地域ぐるみの防犯活動の推進 事件・事故・災害等の未然防止を図り、安全で住みよいまちにするため、地域やPTAを中心に交通安全の指導や防犯対策のため、青色防犯パトロール等、登下校時の見守りを充実します。 また、登下校時に不審者から声をかけられた際に助けを求めるために駆け込めるよう、「子ども連絡所」の設置を拡充するとともに、周知を図ります。</p> <p>④防犯灯の整備 夜間における通行の安全と防犯のため、各行政区からの要望により、防犯灯を設置します。</p> <p>⑤小・中学校における防犯対策の推進 危機管理の充実と徹底に向けた「緊急対応マニュアル」の作成及び検証、通学路の点検や安全マップの充実・改善、さらに防犯用具の配置及び防犯ブザーの配布等を行い、防犯対策の充実に努めます。 また、スクール・ガード等の地域の協力を得ながら、地域と連携した登下校の見守りを行います。</p> <p>⑥青少年の非行防止 青少年非行を防止するために、各関係機関・団体・家庭と連携を図りながら協力し総合的な非行防止対策を推進します。</p> <p>⑦子どもを取り巻く有害環境対策の推進 子どもの心の成長に有害な影響を及ぼす書籍や映像について、年齢制限の遵守を関係者に働きかけていきます。 また、近年特に問題となっているインターネット上の情報や携帯端末を通じた情報についても、家庭への情報提供を強化しながら有害環境の浄化を推進していきます。</p>



施 策	<p>(3) 地域や企業における仕事と子育ての両立</p> <p>ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。</p> <p>本市においても、仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指します。</p>															
施 策 内 容	<p>①社会全般に向けた啓発活動の推進</p> <p>労働者、事業主、地域住民に対して、雇用環境の整備や親が子どもの病気等に対して気軽に休みがとれるようなワーク・ライフ・バランス等についての広報や啓発を行い、事業主や労働者を含めた市民の意識の醸成を図ります。</p> <p>②職場における男女共同参画の推進</p> <p>人権擁護委員や男女共同参画審議会委員と連携して企業訪問を毎年実施し、男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法やワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。</p> <p>③家庭における男女共同参画の推進</p> <p>市民に向けた男女共同参画講演会を開催するとともに、各種女性団体と連携し、男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスの実現、DV防止、食育等についての研修会を実施して意識啓発を行います。</p> <p>また、「男女共同参画週間」（6月下旬）中に街頭啓発キャンペーンを実施します。</p> <p>④パパスクールの実施</p> <p>性別に関わらず全ての人が、子育てと仕事を両立できる働き方の選択がしやすくなるよう、国東市男女共同参画計画に基づき男性の子育てとしてパパスクールを実施します。</p> <p style="text-align: center;">■パパスクールの実施実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【福祉課】</th> <th style="text-align: center;">H27 年度</th> <th style="text-align: center;">H28 年度</th> <th style="text-align: center;">H29 年度</th> <th style="text-align: center;">H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実施回数</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参加者数</td> <td style="text-align: center;">3 回で 106 名 1 回は多数参加</td> <td style="text-align: center;">61 名</td> <td style="text-align: center;">3 回で 69 名 1 回は多数参加</td> <td style="text-align: center;">99 名</td> </tr> </tbody> </table>	【福祉課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	実施回数	4 回	4 回	4 回	4 回	参加者数	3 回で 106 名 1 回は多数参加	61 名	3 回で 69 名 1 回は多数参加	99 名
【福祉課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度												
実施回数	4 回	4 回	4 回	4 回												
参加者数	3 回で 106 名 1 回は多数参加	61 名	3 回で 69 名 1 回は多数参加	99 名												

【基本目標】

3. 子どもの健やかな育ちを促す支援

【施策目標】

- ①子どもと親の健康支援の充実
- ②子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供
- ③発達段階に応じた食に関する学習機会の充実
- ④歯科保健対策の推進
- ⑤小児保健医療の充実
- ⑥学童期・思春期からの成人期に向けた保健

施策目標① 子どもと親の健康支援の充実

【現状と課題】

母子保健事業は妊娠成立時から始まり、妊産婦・乳幼児へと切れ目なく実施できるよう努めます。具体的には、子どもの身体面・精神面で成長・発達の確認を行い、親の不安や困りを気軽に相談でき、専門家による適切な支援を受けることで、子どもの健康を守ります。

また、疾病・障がい気になる児童の早期の気づき・早期ケア・早期治療の目的と同時に、育児不安や虐待予防など母親への育児支援の場としても重要な事業として、乳幼児健診や各種教室を充実していきます。充実させるにあたっては、育児不安の解消の場として、受診者が受けやすい体制づくりと周知方法の徹底、人材の確保等に努めます。





【具体的な取組】

施 策	(1) 母子健康手帳・父子手帳交付			
施 策 内 容	<p>① 交付時に保健師が面談を行い、母子健康手帳の内容、使い方の説明や身体面・精神面への相談・支援を実施しています。今後も面接相談の充実を図り、妊婦の身体面・精神面の健康維持への支援に努めます。</p> <p>② 男性の育児参加を促すことを目的に、育児のノウハウなどについて記載された父子手帳を母子健康手帳交付時にあわせて交付し、活用することを勧めています。</p>			
	<p>■母子健康手帳・父子手帳の交付実績</p>			
	【医療保健課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度
交付件数	149 件	163 件	112 件	108 件

施 策	(2) 妊婦一般健康診査
施 策 内 容	<p>① 体にいろいろな変化が起こりやすい妊娠中に、母体と赤ちゃんの健康を確認するための妊婦一般健康診査について、費用の助成を行い、受診勧奨に努めます。</p>

施 策	(3) 妊産婦訪問
施 策 内 容	<p>① 妊産婦からの個別相談があった場合や医療機関から連絡があった場合等、随時実施します。</p>

施 策	(4) 乳幼児健康診査				
施 策 内 容	<p>① 子どもの病気を早期に発見することだけでなく、心身の発達が順調であるかどうかを確認するために行います。</p> <p>また、保護者の心配事や不安等に対する相談も行い健診対象者の全数把握に努めます。</p>				
	<p>■乳幼児健康診査の実績</p>				
	【医療保健課】	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
	乳児健診 (前期)	95.2%	88.4%	89.4%	94.3%
	乳児健診 (後期)	100%	100%	95.8%	95.9%
	1歳6ヶ月健診	97.9%	99.4%	96.6%	98.6%
3歳児健診	92.8%	98.7%	98.7%	100%	

施策	(5) 健診後のフォローアップ
施策内容	<p>① 健診等でフォローアップが必要な対象者に対し、疾病・障がいの早期発見・早期治療を目的として各専門職による相談を行います。育児の困りや不安が継続的に相談できるよう、受診者が受けやすい体制づくりと人材の確保等に努めます。</p> <p>② 健診後のフォローアップを目的に、幼稚園・こども園・保育所・子育て支援センター等との連携に努めます。</p>

施策	(6) 乳幼児訪問															
施策内容	<p>① 出産後の訪問と合わせて出生児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施します。また、個別の相談等から支援が必要な乳幼児に対しても訪問を実施します。</p> <p style="text-align: center;">■乳幼児訪問の実績（述べ人数）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>【医療保健課】</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児訪問件数</td> <td>237人</td> <td>208人</td> <td>147人</td> <td>155人</td> </tr> <tr> <td>うち里帰り者</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table>	【医療保健課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	乳幼児訪問件数	237人	208人	147人	155人	うち里帰り者	—	—	16人	8人
【医療保健課】	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度												
乳幼児訪問件数	237人	208人	147人	155人												
うち里帰り者	—	—	16人	8人												

施策	(7) 乳幼児相談等
施策内容	<p>① 子どもの発育・発達の確認や子育ての不安や悩みを母親同士で話し、親子が遊びながら交流でき、学びあえる場（にこにこ広場）づくりに努めます。</p> <p>② 随時、保健師等の専門職による個別相談を行います。</p>

施策	(8) 子育て世代包括支援センターの設置
施策内容	<p>① 妊娠・出産・育児における切れ目のない支援を行うための総合相談窓口を設置します。</p> <p>② 随時、保健師等の専門職による個別相談を行います。</p>